

亀岡市子どもの貧困対策計画
(素案)

令和3年7月20日

亀 岡 市

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
2	子どもの貧困対策に関する国の動向	1
3	子どもの貧困対策に関する府の動向	2
4	計画の基本的な考え方	2
5	子どもの貧困の捉え方	2
6	計画の位置付け	3
7	計画の期間と対象	3
第2章	亀岡市の子どもと家庭の状況	4
1	統計データからみえる子どもと家庭の状況	4
2	子どもの生活実態調査からみえる子どもと家庭の状況	9
3	亀岡市の貧困対策に取り組む上での課題	15
4	調査結果からの今後の方向性	16
第3章	計画の基本理念、基本目標	17
1	基本理念	17
2	基本目標	18
3	施策の体系	20
第4章	施策の展開	21
1	教育の支援	21
2	生活の安定に資するための支援	23
3	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	25
4	経済的支援・その他支援	26

1 計画策定の背景

国民生活基礎調査によると、平成30年の子どもの貧困率は13.5%と平成27年の13.9%に比べて減少しているものの、子どもの約7人に1人が貧困状態にあります。また、平成30年度の大人が1人の世帯の子どもの貧困層は48.1%と、平成27年に比べ改善していますが、依然として約半数が貧困状態にあります。

また、子どものいる世帯のうち、ひとり親家庭の世帯の割合は上昇傾向にあるなかで、ひとり親家庭の平均所得は、他の世帯と比べて大きく下回っており、子どもの大学進学率も低い状況にあります。

家庭の経済状況等によって、子どもや若者の将来の夢が断たれたり、進路の選択肢が狭まることのないように、教育、生活面、親の就労など、様々な支援が求められています。

2 子どもの貧困対策に関する国の動向

国においては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を図るため、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、同法を踏まえ、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「子供の貧困大綱」という。）を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進しています。

また、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が制定され、子どもの貧困対策の推進に加え、子どもの貧困の解消に資することを目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり子どもの権利を尊重すること、将来の「貧困の連鎖」を断ち切るだけでなく、現在の状況の改善を図ることなどが明記されています。また、都道府県のみならず、市区町村にも子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされています。

子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現を目指し、必要な環境整備を図るとともに、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策の推進と子どもの貧困の解消に取り組むことが必要となっています。

3 子どもの貧困対策に関する府の動向

京都府においては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づいた、令和2年4月～令和7年3月までの5年間の「京都府子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。この計画では、子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、全ての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指し、「連携推進体制の構築」「ライフステージに応じた子どもへの支援」「経済的支援」「子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進」を重点施策として、子どもの成長段階や家庭環境に応じたきめ細かな支援を推進しています。

4 計画の基本的な考え方

本市では、平成30年12月に、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利が保障されることを目的とした「亀岡市子どもの権利条例」を制定し、子どもの権利を大切にすることを本市のまちづくりに息づくことで、すべての市民が支えあいながら心豊かに暮らせる地域社会の実現をめざしています。

本市では、要保護児童・生徒数（※1）は、減少傾向にあるものの、児童虐待通報件数は増加傾向であるなど、日常生活に困難を抱える子どもがいる状況となっています。

また、今回実施した子どもの生活実態調査から、生活に困難を抱える世帯の子どもにおいては、生活習慣に関する課題や学習面での課題に加え、自己肯定感が低い傾向がみられ、子育て世帯の貧困が子どもの育ちに大きく関係していることが調査結果から見て取れます。

今般の国の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」、「第2次京都府子どもの貧困対策推進計画」、「亀岡市子どもの生活実態調査」を踏まえ、亀岡市に住むすべての子どもの夢と育ちを応援するため、計画を策定しました。

※1 生活保護制度で教育扶助を受けている世帯の児童・生徒

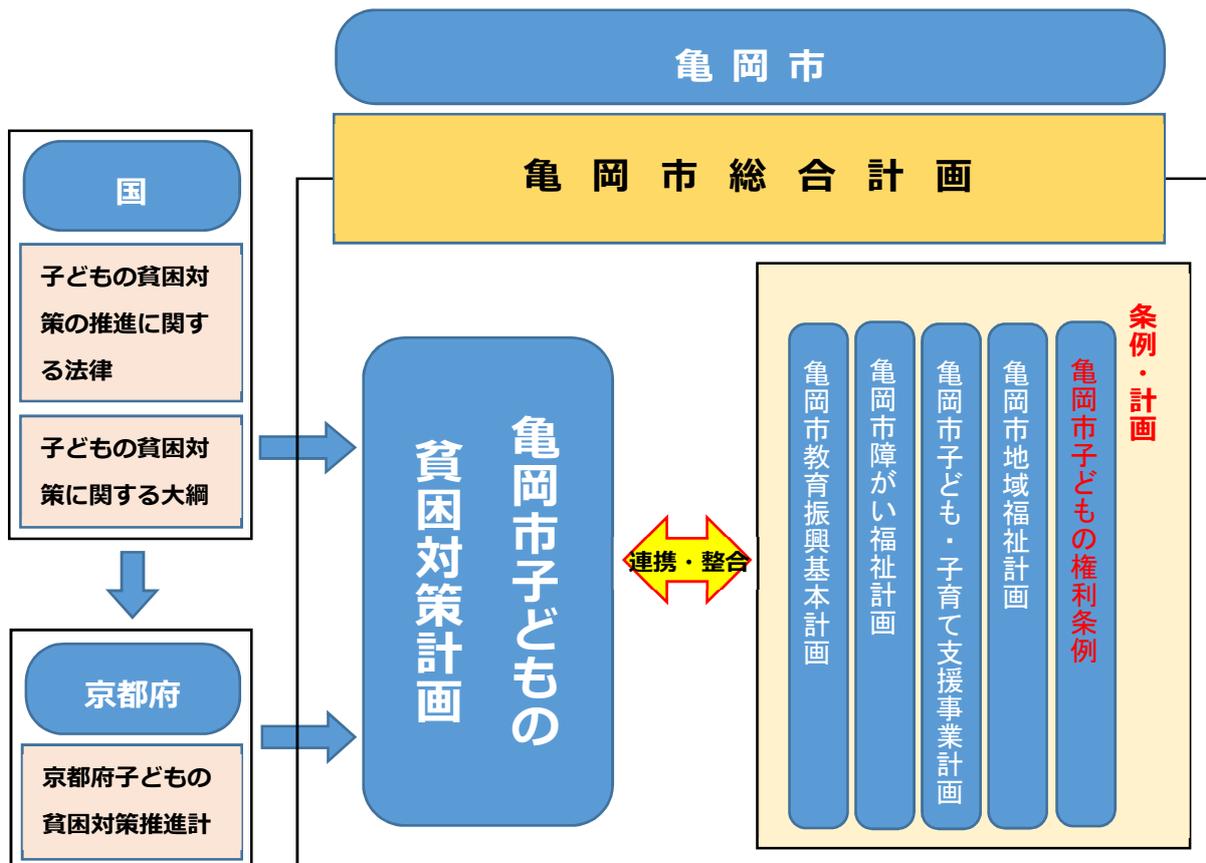
5 子どもの貧困の捉え方

本計画において、「子どもの貧困」は、経済的な要因や社会的、文化的、歴史的などの要因により、子どもの生活や成長に必要なものや経験などが不足することで、子どもが健やかに育ち成長していく環境が損なわれている状況と捉えています。

6 計画の位置付け

本計画は、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が制定され、市区町村にも子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたことを踏まえ策定します。

また、本計画は、**亀岡市子どもの権利条例を踏まえて**、本市の子どもの貧困対策を総合的に推進するために定めるものであり、法律及び大綱を踏まえつつ、府の計画と連携を図りながら、亀岡市総合計画のもと、亀岡市子ども・子育て支援事業計画、亀岡市教育振興基本計画など、関連する諸計画との整合性を図っていきます。



7 計画の期間と対象

本計画の計画期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間です。

本計画の対象は、妊娠期から18歳までのすべての子どもとその家庭とします。

	2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度
亀岡市				亀岡市子どもの貧困対策計画（4年間）			
京都府		京都府子どもの貧困対策推進計画（5年間）					
国	子どもの貧困対策に関する大綱（5年間）						

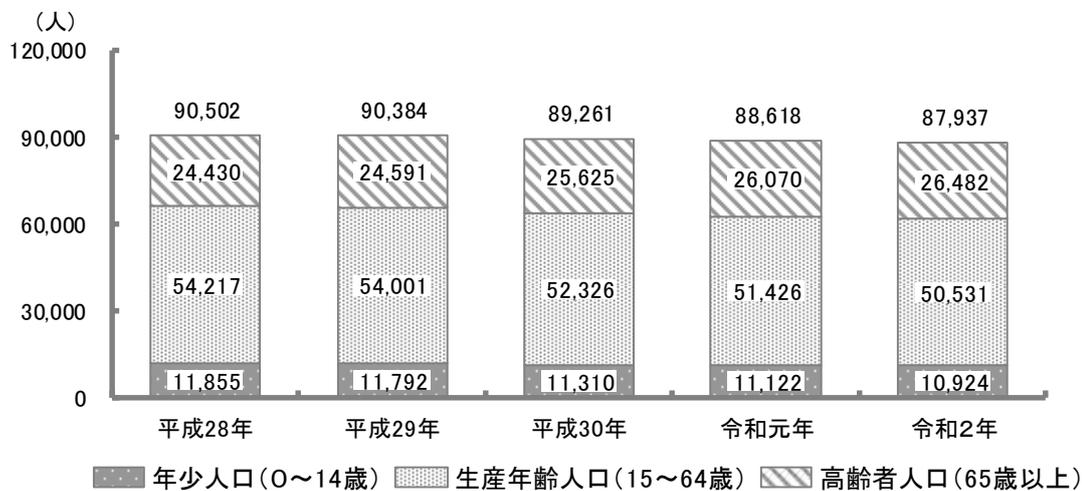
第 2 章

亀岡市の子どもと家庭の状況

1 統計データからみえる子どもと家庭の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移

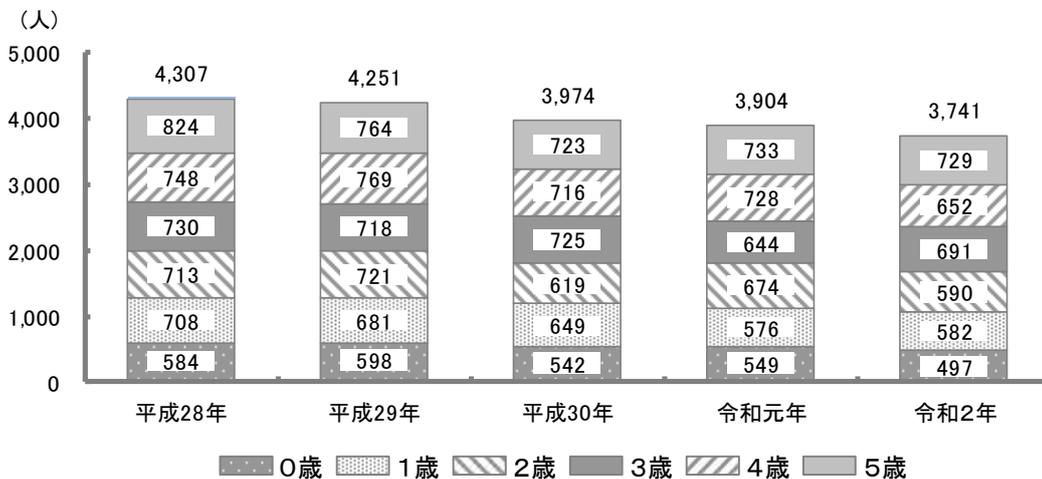
本市の総人口は平成28年以降減少し続けています。
年少人口は、年々減少しており、令和2年で10,924人となっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 年齢別就学前児童数の推移

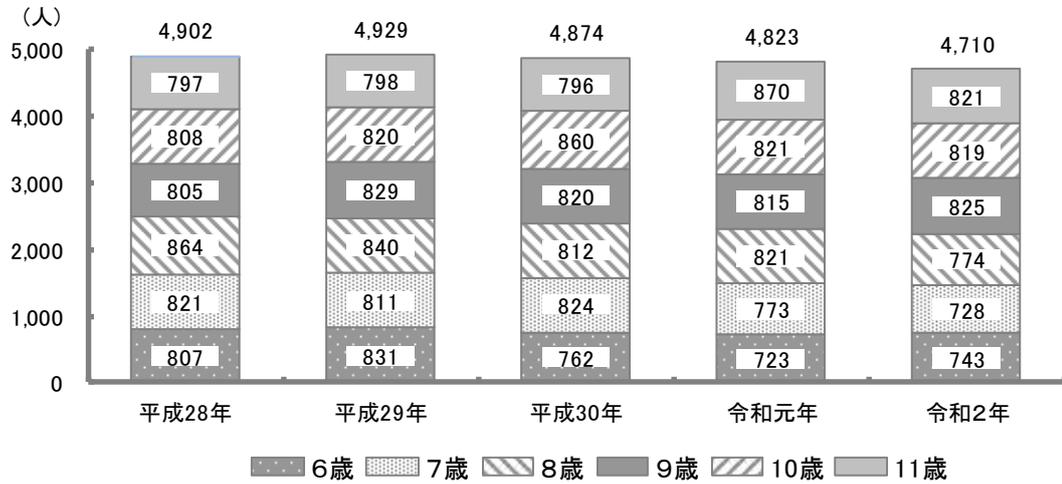
本市の年齢別就学前児童数は、年々減少しており、令和2年で3,741人となっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(3) 年齢別就学児童数の推移

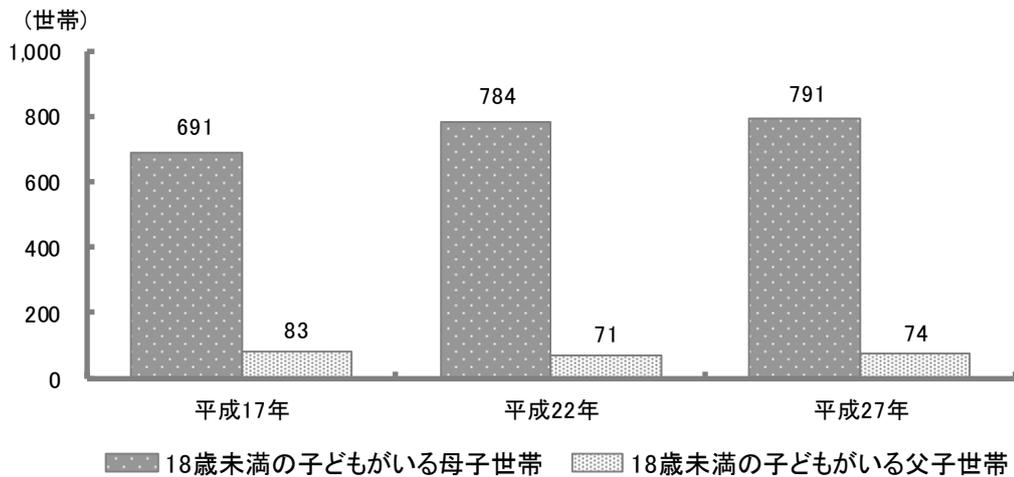
本市の年齢別就学児童数は、年々減少しており、令和2年で4,710人となっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(4) ひとり親世帯の推移

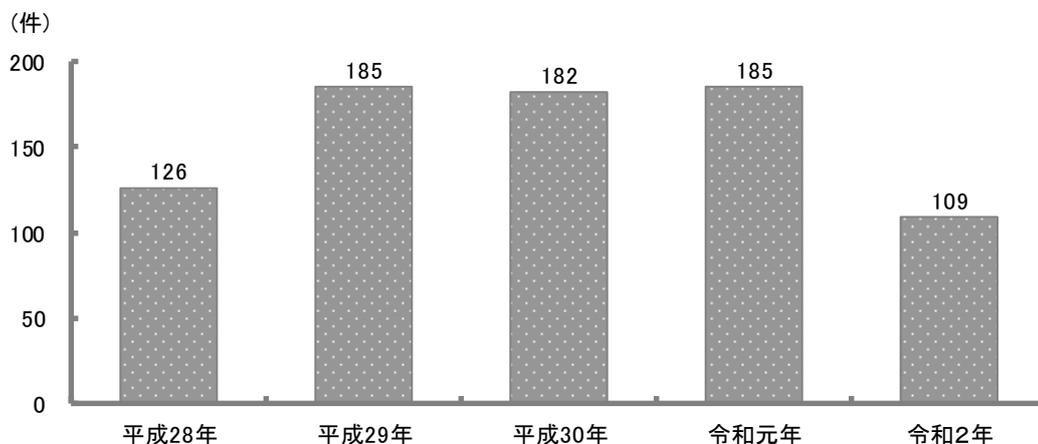
本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯数は、年々増加しており、令和2年で791世帯となっています。18歳未満の子どもがいる父子世帯数は、70から80世帯代で推移しています。



資料：国勢調査

(5) 児童虐待通報件数の推移

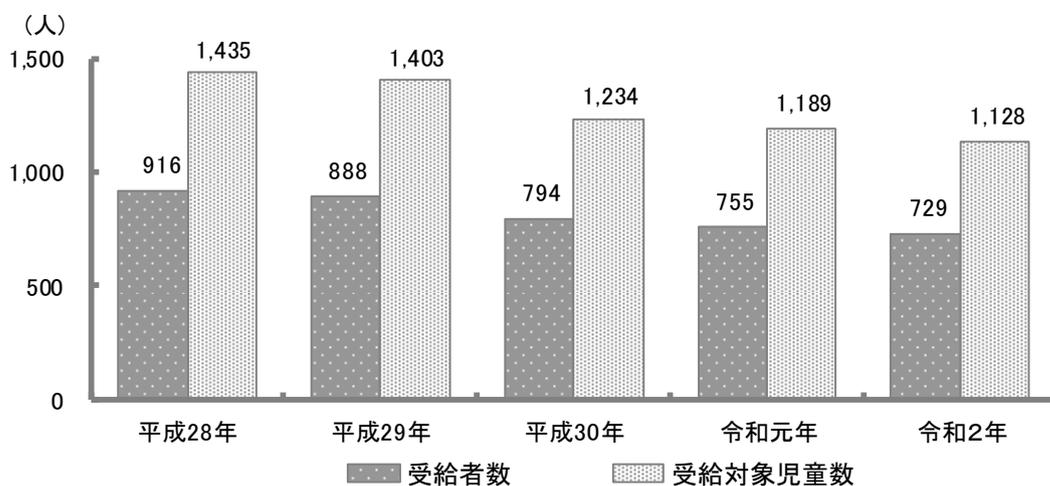
本市の児童虐待通報件数は、年々増加しております。



資料：市の統計（各年度末日現在）
令和2年度は10月20日現在

(6) 児童扶養手当受給者数の推移

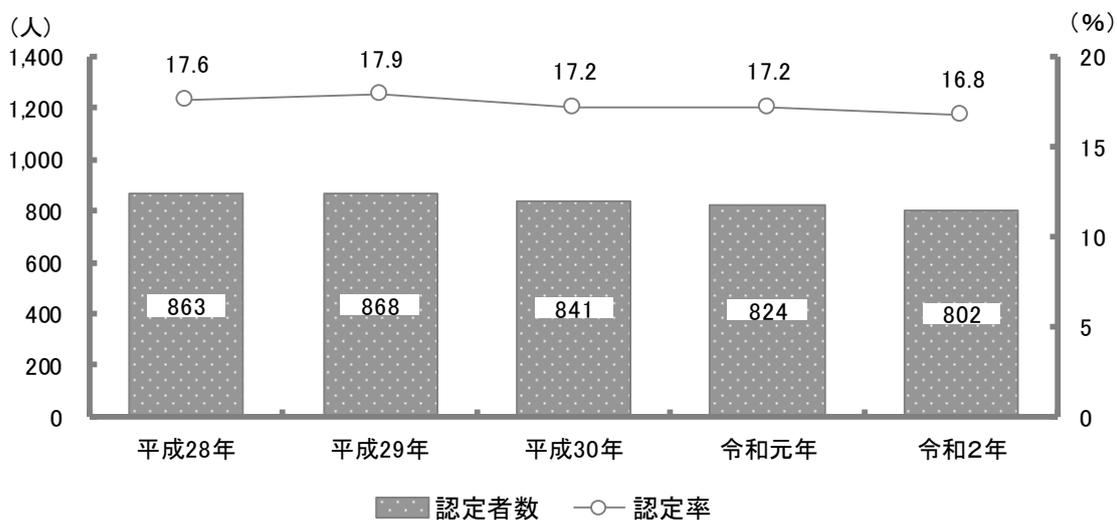
本市の児童扶養手当受給者数は、年々減少しており、令和2年では、受給者数729人、受給対象児童数1,128人となっています。



資料：市の統計（各年度末日現在）
令和2年度のみ8月末現在

(7) 就学援助認定者数（小学生）の推移

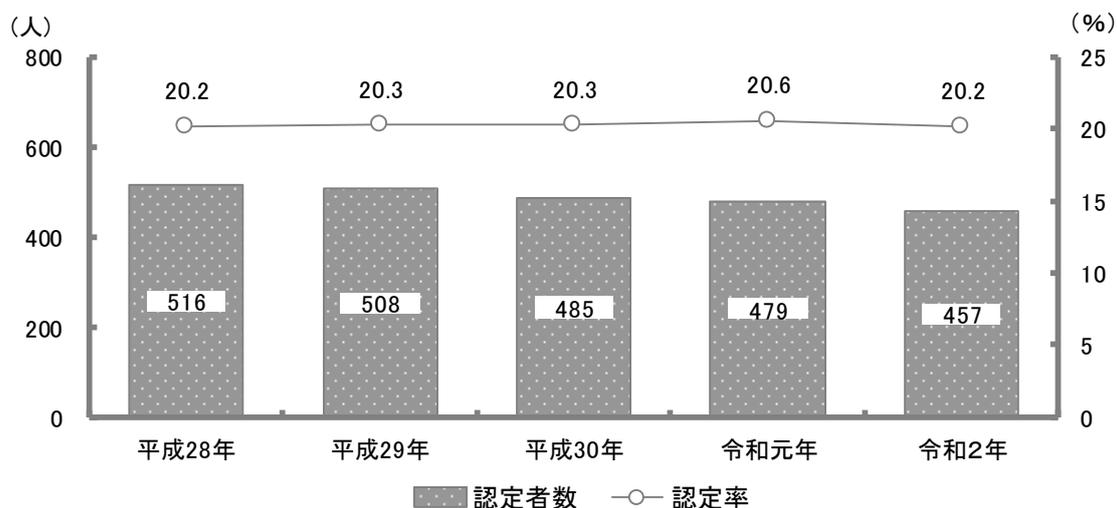
本市の就学援助認定者数（小学生）は、年々減少しており、令和2年で802人となっています。



資料：資料：市の統計（各年3月31日現在）

(8) 就学援助認定者数（中学生）の推移

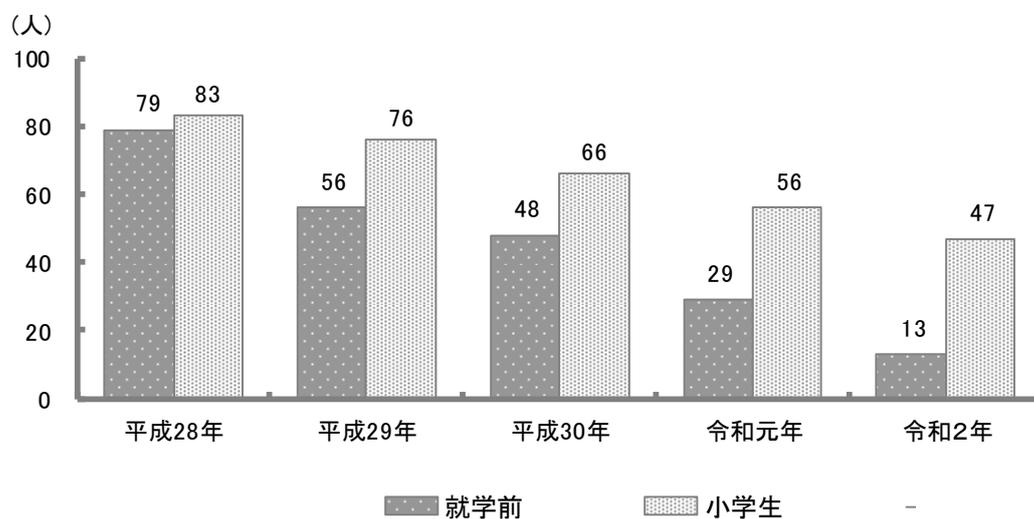
本市の就学援助認定者数（中学生）は、年々減少しており、令和2年で457人となっています。



資料：資料：市の統計（各年3月31日現在）

(9) 要保護児童・生徒数の推移

本市の要保護児童・生徒数(※1)は、ともに年々減少しており、令和2年で就学前13人、小学生47人となっています。



資料：資料：市の統計（各年3月31日現在）

※1 生活保護制度で教育扶助を受けている世帯の児童・生徒

2 子どもの生活状況調査からみえる子どもと家庭の状況

(1) 調査の目的

亀岡市子どもの生活状況調査では、今後の子どもの貧困対策における効果的な支援のあり方を検討するため、市内の小中学校と連携して、市全体の子どもの生活実態や学習環境等について調査しました。

(2) 調査の概要

	配布数	有効回答数	有効回答率
保護者	1,537 通	1,389 通	90.30%
児童・生徒	1,537 通	1,322 通	86.01%

調査対象者	小学校5年生とその保護者、中学校2年生とその保護者
調査方法	無記名による、学校を通じた配布・回収
調査時期	令和2年8月18日（火）～8月28日（金）

(3) 主な調査結果

①生活困難層と非生活困難層の分類

亀岡市は、子どもの生活実態調査において、1) 低所得、2) 家計の逼迫、3) 子どもの体験や所有物の欠如といった3つの要素に該当する状況によって分類を行います。

要素1)「低所得」

家族全員の収入を世帯員数の平方根で割った額が中央値（真ん中の順位の人）の収入額）の半分（137.5万円）に満たない世帯としています。

要素2)「家計の逼迫」

「家計の逼迫」とは、公共料金の滞納、食料・衣類を買えなかったことがある世帯としています。

要素3)「子どもの体験や所有物の欠如」

「子どもの体験や所有物の欠如」とは、子どもの体験や所有物の欠如している世帯としています。

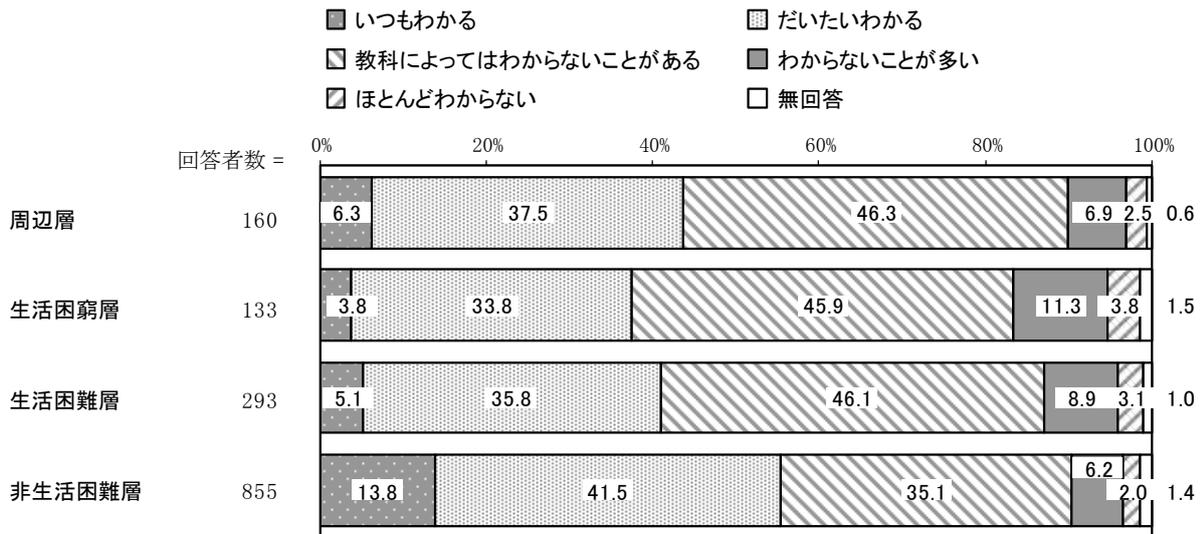
① 生活困窮層	2つ以上の要素に該当	11.5%
② 周辺層	いずれか1つの要素に該当	14.2%
③ 生活困難層	生活困窮層① + 周辺層②	25.6%
④ 非生活困難層	いずれの要素にも該当しない場合	74.4%

①は、複合的な要素により、生活困窮状態に陥っている世帯。また、②は、生活困窮とまではいかないが、何かしら生活に困っている世帯であり、次に何か生活に困窮する事象が発生した場合、「生活困窮層」に陥るリスクを抱えている世帯と定義します。また、①と②を合わせて「生活困難層」としています。

②子どもの学び

○学校の授業の理解度

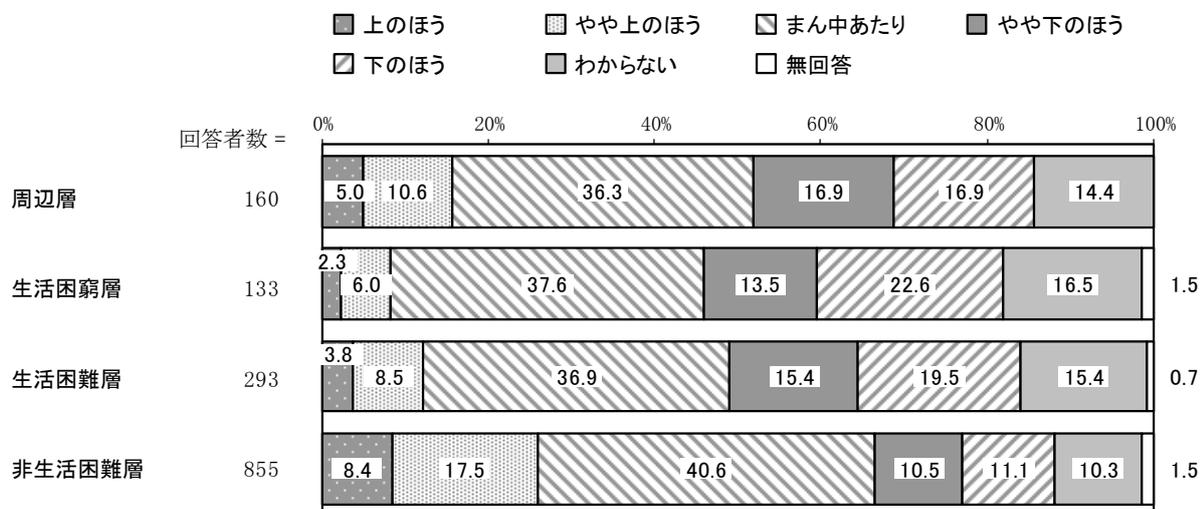
授業が分からないと感じる子どもは、非生活困難層に比べ生活困難層に多くなっています。



- ・生活困窮層：61.0%
- ・生活困難層：58.1%
- ・非生活困難層：43.3%

○自分自身によるクラスの中での成績評価

自分自身の評価が低いと感じている子どもは、非生活困難層に比べ生活困難層に多くなっています。



- ・生活困窮層：36.1%
- ・生活困難層：34.9%
- ・非生活困難層：21.6%

○学校の授業以外での勉強の状況

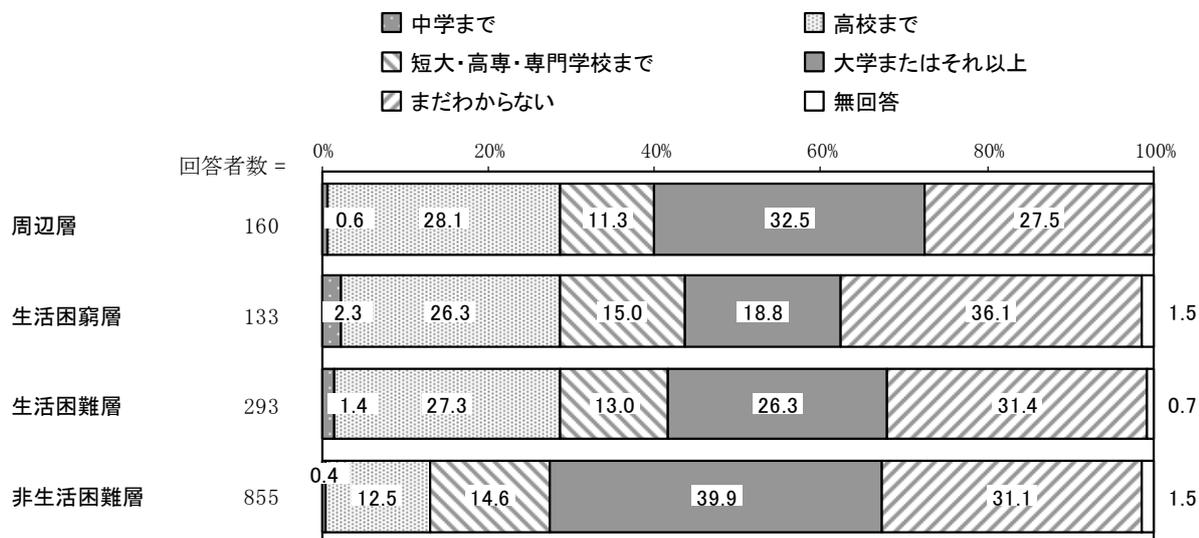
学校の授業以外での勉強の状況については、「学校の授業以外で勉強はしない」の割合が非生活困難層に比べ生活困難層に多くなっています。

区分	回答者数(件)	自分で勉強する	塾で勉強する	学校の補習を受ける	家庭教師に教えてもらう	地域の人などが行う無料の勉強会に参加する	家の人に教えてもらう	友達と勉強する	その他	学校の授業以外で勉強はしない	無回答
周辺層	160	65.0	26.9	5.6	2.5	0.6	35.6	23.8	6.9	10.6	3.1
生活困窮層	133	67.7	16.5	7.5	—	0.8	35.3	18.8	6.8	14.3	3.8
生活困難層	293	66.2	22.2	6.5	1.4	0.7	35.5	21.5	6.8	12.3	3.4
非生活困難層	855	72.5	34.3	4.7	1.3	0.1	42.0	21.6	7.4	4.7	2.1

- ・生活困窮層：14.3%
- ・生活困難層：12.3%
- ・非生活困難層：4.7%

○将来の進学希望について

将来の進学については、「高校まで」の割合が非生活困難層に比べ生活困難層に多くなっています。

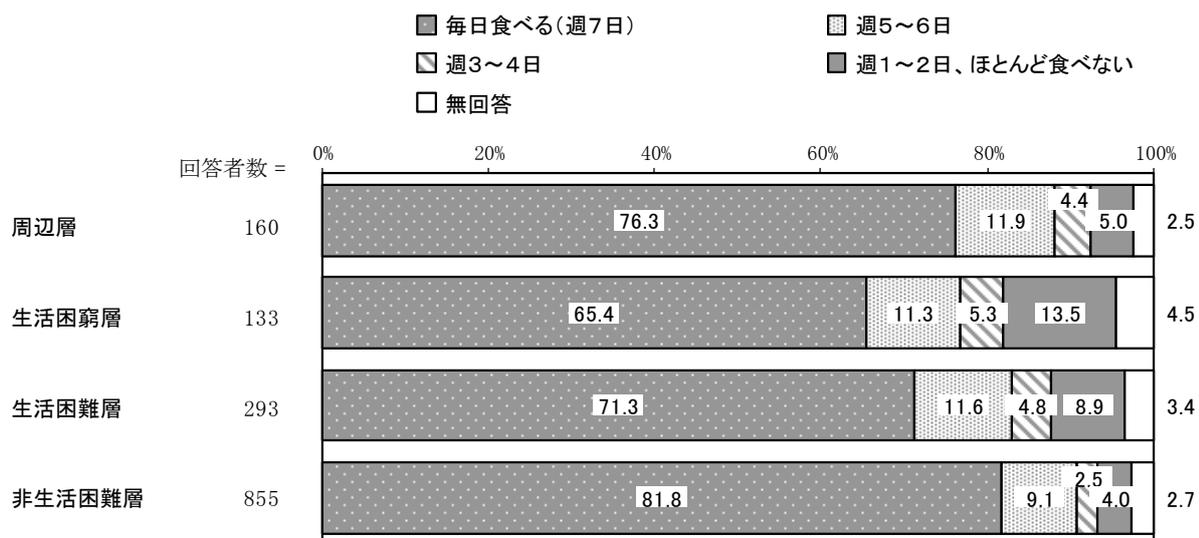


- ・生活困窮層：28.6%
- ・生活困難層：28.7%
- ・非生活困難層：12.9%

③子どもの生活

○朝食をとる頻度

朝食を食べない子どもは、非生活困難層に比べ生活困難層に多くなっています。

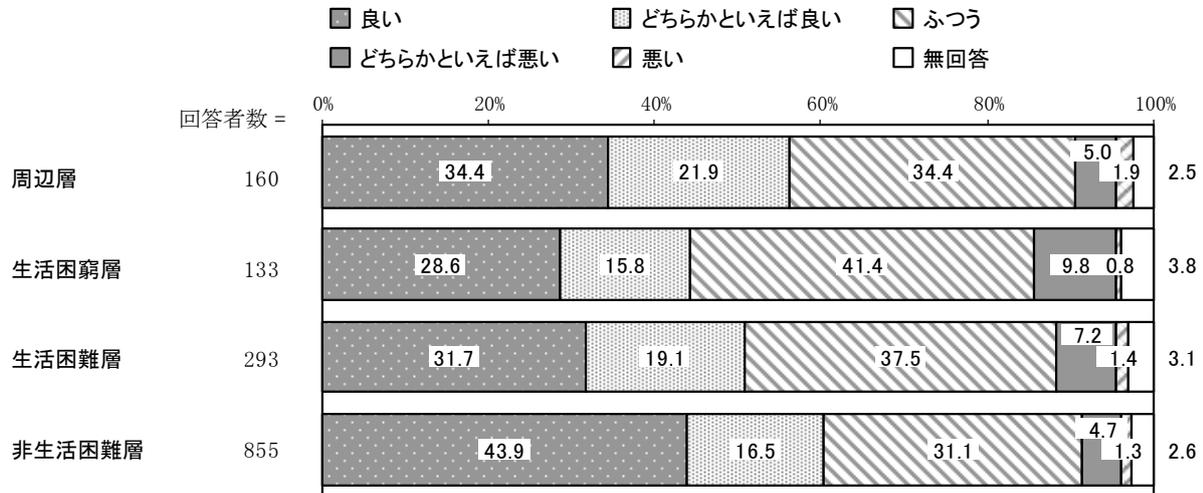


- ・生活困窮層：30.1%
- ・生活困難層：25.3%
- ・非生活困難層：15.6%

④子どもの健康

○健康状態

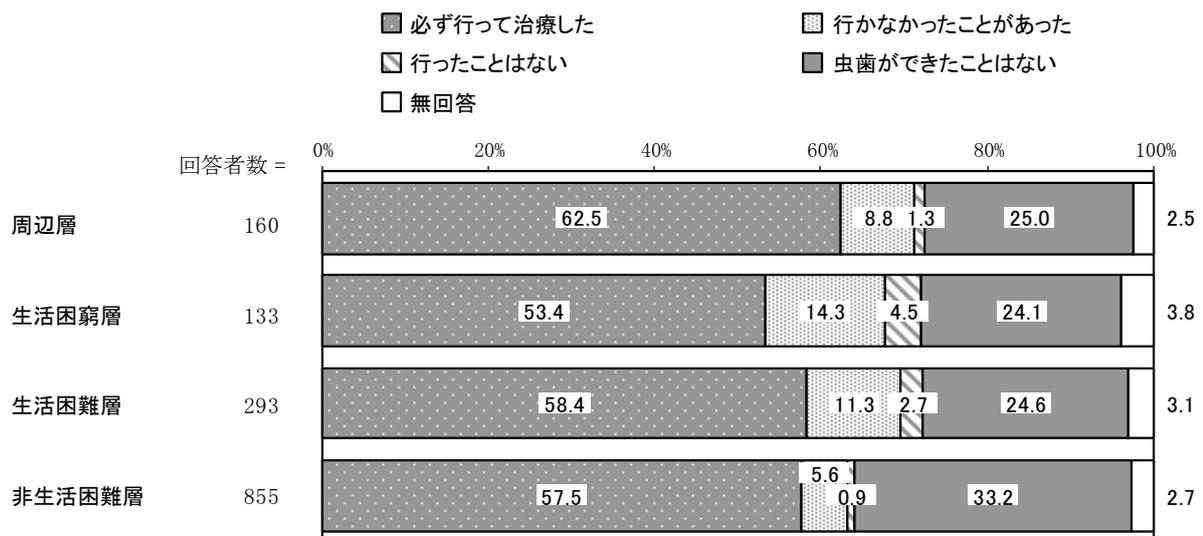
自分の健康状態をあまりよくないと感じている子どもは、非生活困難層に比べ生活困難層に多くなっています。



- ・生活困窮層：10.6%
- ・生活困難層：8.6%
- ・非生活困難層：6.0%

○むし歯ができた時の受診状況

むし歯ができた時に歯医者に「行かなかったことがあった」「行ったことはない」子どもは、非生活困難層に比べ生活困難層に多くなっています。

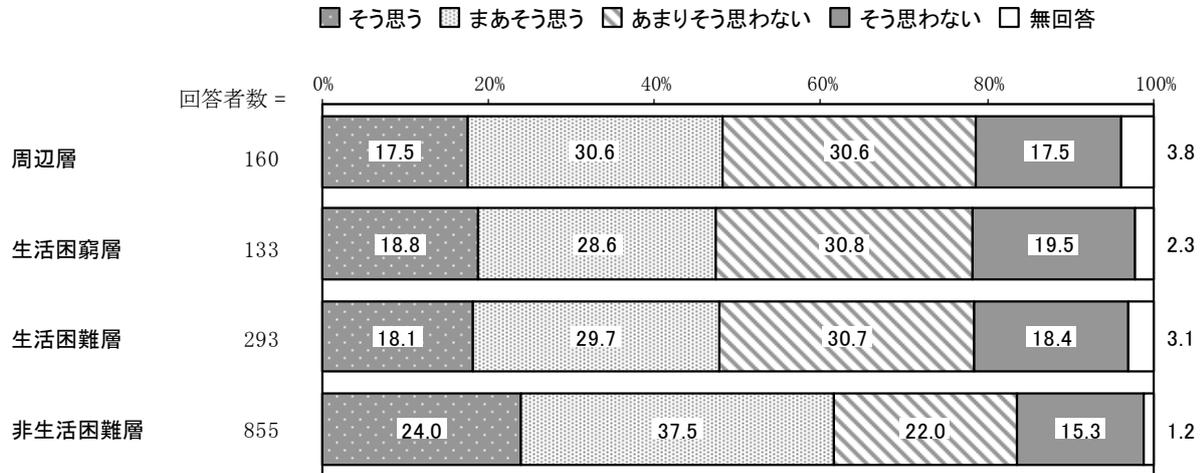


- ・生活困窮層：18.8%
- ・生活困難層：14.0%
- ・非生活困難層：6.5%

⑤子供の自己肯定感や将来の夢

○自分のことが好きだと思うかどうか

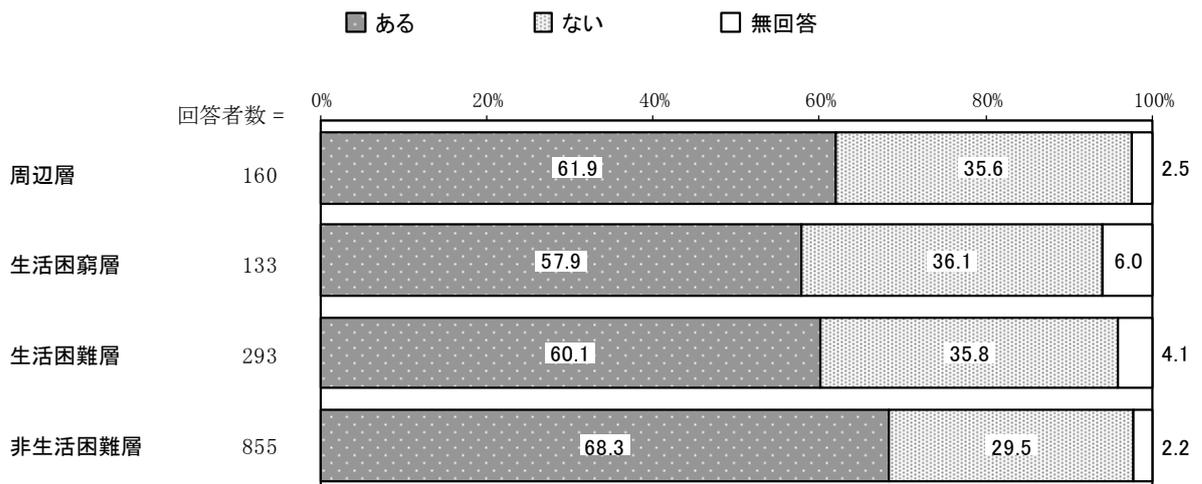
自分のことを好きだと思わない子どもは、非生活困難層に比べ生活困難層に多くなっています。



- ・生活困窮層：50.3%
- ・生活困難層：49.1%
- ・非生活困難層：37.3%

○将来の夢

将来の夢がない子どもは、非生活困難層に比べ生活困難層に多くなっています。



- ・生活困窮層：36.1%
- ・生活困難層：35.8%
- ・非生活困難層：29.5%

3 亀岡市の貧困対策に取り組む上での課題

(1) 子どもの学びについての現状と課題

学校の授業についての理解度は、生活困難層で「いつもわかる」、「だいたいわかる」の割合が低くなっています。

また、生活困難層で、学校の授業以外で勉強はしない割合が高くなっており、将来の進学についても「高校まで」の割合が高くなっています。

子どもの学びについては、生活困難層と、非生活困難層では、大きな差が見られることから、『学習支援』を行っていくことが重要であることがうかがえます。

(2) 子どもの健康についての現状と課題

自分の健康状態をあまりよくないと感じている子どもは、生活困難層で多く、また、むし歯が出来た時に歯医者に行かない割合が高くなっています。

なかなか連れて行くことができず、満身に歯磨きの方法を学ぶことができないこともあります。

子どもに対する学習面の支援だけでなく、『子どもの健康に関する支援』も行っていくことが重要です。

(3) 子どもの自己肯定感や将来の夢についての現状と課題

生活困難層では、「自分のことが好きだと思う」や「自分の将来の夢がある」などの割合が低くなっており、自己肯定感が低いことがうかがえます。

貧困によって、自分には価値がないと考えてしまい、将来への夢や希望を失ってしまう原因になることにもつながります。様々な社会経験や親との関わりの機会を増やし、『子どもの自己肯定感』を高めていくことが重要となります。

4 調査結果からの今後の方向性

○家庭が貧困等の困難な環境にあると、子どもに様々な負荷がかかりやすくなります。また、その子どもが置かれている環境次第で、保護者以外の他者とのつながりが希薄になるとともに、その子どもが、大人になった時に、同じ環境や生活状況に陥る、貧困の連鎖を招く恐れがあります。

課題を有する子どもと家庭を早期発見し、適切な支援機関につなぎ、子どもや保護者へ必要な支援を提供し、継続的に見守っていくことのできる体制づくりを強化が必要です。

○経済的・文化的・社会的・歴史的に困難な環境に置かれている子どもは、周りが気づきにくい様々な理由で、学習環境、生活環境が阻害されていることがあるため、学校で子どもが安心して学習ができる環境づくりを行っていくことを基本としつつ、**京都府や自治会、NPO等と連携し**、放課後における子どもの居場所事業や学校以外での学習支援の取組み、生活の支援のための取組みの充実・強化が必要です。

○家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるようにすることは、一人ひとりの豊かな人生の実現にもつながるものです。

「子どもの貧困対策に関する大綱」及び「**第2次京都府子どもの貧困対策推進計画**」を踏まえ、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的な子どもの貧困対策を推進していくことが必要です。

○児童虐待、いじめ、貧困の問題など児童生徒を取り巻く様々な課題に対する早期発見・早期対応を行うとともに、子どもの最善の利益のために、学校において、「**まなび・生活アドバイザー（京都式スクール・ソーシャル・ワーカー）**」による全ての児童生徒を対象とした、気になる事例を早期にスクリーニングし、重大事案に至ることを防ぐための取組みを行っていくことが必要です。

1 基本理念

すべての子どもは、これからの社会を担う大切な存在です。その子どもたちが健やかに育つとともに、自分の可能性を信じて前向きに挑戦し、未来を切り拓く力を育むことは親や家族をはじめ、すべての住民に共通する願いでもあります。

しかし、子どもたちの未来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくなく、亀岡市においても生活に困難を抱える世帯の子どもにおいては、生活習慣に関する課題や学習面での課題に加え、自己肯定感が低い傾向がみられ、子育て世帯の貧困が子どもの育ちに大きく関係しています。

本計画では、亀岡市に暮らす子どもたちの未来をより一層輝かしいものとするために、すべての子どもたちが健やかに暮らし、夢と希望を持って成長していけるまちの実現を目指し、以下の理念を掲げます。

【基本理念】

《案》

- ① すべての子どもが将来の夢を実現できるまち かめおか
- ② すべての子どもが、その生まれ育った環境に左右されず、夢や希望を実現できるまち かめおか
- ③ すべての子どもが健やかに育ち、夢に向かって羽ばたけるまち かめおか
- ④ すべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできるまち かめおか
- ⑤ すべての子どもが、未来に夢や希望を持ち、地域全体で子どもの貧困問題に取り組み、子どもへの温かい支援を行うまち かめおか
- ⑥ すべての子どもが将来に夢や希望を持ち、自己実現ができるまち

2 基本目標

基本理念である「*****」を実現していくため、「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援・その他支援」を柱として、子どもの未来を応援する施策を展開します。

(1) 教育の支援

子どもが生まれ育った環境や家庭の経済状況に左右されることなく、将来の夢や志をもち、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、問題を解決する資質や能力などをつちかうことが必要です。

これらを踏まえ、すべての子どもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の教育に関する支援を行います。また、地域の資源を活かし、行政、教育関係者、ボランティア等と連携を図りながら、子どもの学習支援を行うとともに、子どもの学ぶ意欲や自己肯定感を高める取り組みを推進します。

(2) 生活の安定に資するための支援

子育て家庭が、妊娠・出産、子育て期を通じて、適切な助言やサービスを受けることができ、子ども及びその保護者が社会的孤立に陥ることのないよう支援していくことが必要です。

これらを踏まえ、貧困の状況にある子ども及びその保護者が社会的孤立に陥ることのないよう、生活に関する相談に応じ、適切なサービスにつなげるなど関係機関と連携し、生活に関する支援のために必要な施策を推進します。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

保護者の就労支援は、労働によって一定の収入を得て、生活の安定を図る上で重要であるだけでなく、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することや、親等の保護者が働く姿を子どもに示すことによって、子どもが労働の価値や意味を学ぶことにつながるなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな教育的意義が認められています。

これらを踏まえ、保護者に対する職業訓練の実施、就職の斡旋、その他保護

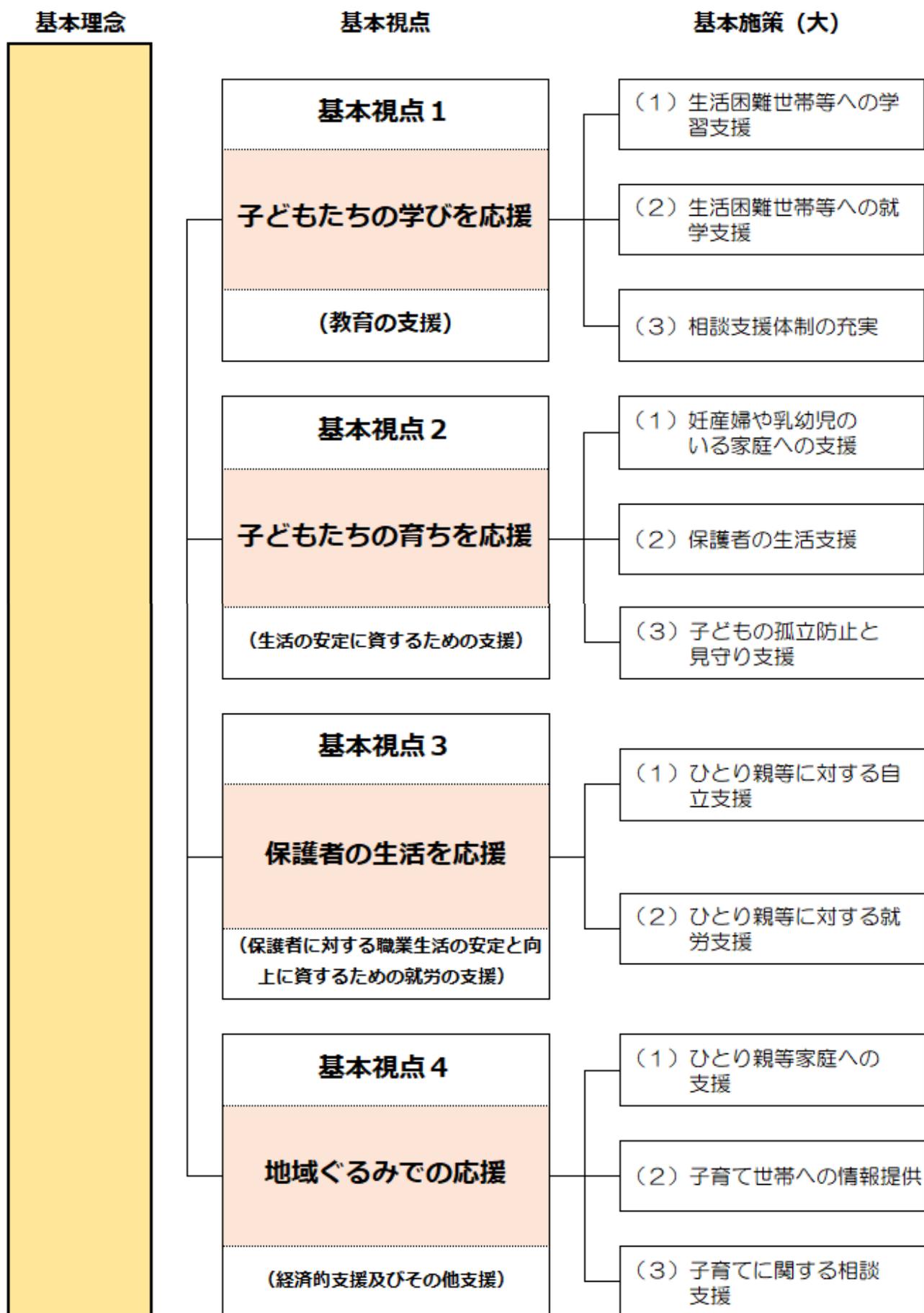
者に対する就労の支援のために必要な施策を推進します。

(4) 経済的支援・その他支援・・・・・・・・

子どもの貧困対策をすすめるにあたり、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた形で、世帯の生活の基礎を支援していく必要があり、経済的支援に関する施策については子どもの貧困対策の重要な条件として、確保していく必要があります。

これらを踏まえ、ひとり親家庭や障がいのある人、生活に困難を抱えている人などの生活を支援するため、各種の手当等の支給、資金の貸付け、その他の経済的支援のために必要な施策を推進します。

3 施策の体系



第4章

施策の展開

1 教育の支援

【 主な取り組み 】

事業名等	事業の概要等
幼児教育・保育の無償化事業	3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子どもの保育料（利用料）を無償化しています。
命の大切さや子育ての意義等を学ぶ教育の推進	体験学習や道徳教育等を通じた命のつながりや、そのかけがえのなさに気付く、生命尊重の精神を培う機会を提供します。 中学校の家庭科等における家族・家庭と子どもの成長にかかる教育を実施します。
地域に開かれた教育・保育環境づくり	各保育所や地域の状況に応じた高齢者や異年齢児間の交流を促進します。 保護者との定期的な懇談会の開催、学校・園だより、ホームページ等を通じた積極的な情報提供等、保護者や地域の人々の理解と協力を得られるような体制づくりを推進します。
学校・幼稚園・保育所・認定こども園間の連携強化	保育所間及び民間の認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小学校との連携の強化に努めています。 保育施設との連携による保育サービスを実施に努めています。
学びの場の提供	子どもの力を最大限に発揮できる学びの場の提供に努めています。
健康・体力づくり、食育の推進	スポーツの基礎・基本を育み、運動の楽しさや喜びを体感するための子どもたちの発達段階に応じた体育指導を進めています。 食事や睡眠等の基本的な生活習慣づくりや生活習慣病の予防、性、喫煙・飲酒、薬物乱用防止等に関する教育を進めています。 望ましい食習慣や自己管理能力を身につけることをめざした、学校・園の給食、地域団体との連携による調理実習を実施に努めています。
亀岡市地域未来塾	経済的な理由や家庭の事情により、学習環境が十分に身につけていなかったり、学習が遅れがちな中学3年生を対象として、大学生や教員OBなどの地域住民の協力を得て無料の学習支援（地域未来塾）を行い、学習習慣の定着と学力の向上を図ります。
心の悩みに対する相談支援体制の充実	子ども本人・教師・保護者のさまざまな相談に対応し専門的な立場からのアドバイスを行うことができるスクールカウンセラーの配置による、子どもたちが抱える心の問題への早期対応・支援を実施に努めています。
心の悩みに対する相談支援体制の充実	思春期を迎える子どもの保護者等に対する関係機関と連携した啓発冊子等による情報提供に努めています。
スクール・ソーシャル・ワーカーの配置	スクール・ソーシャル・ワーカーを配置し、学校における関係機関と連携した取組を支援し、早期解決に向けた「福祉的アプローチ」を学校に取り入れています。
児童生徒支援人材の配置	小・中学校に生活・生徒指導のための人材を配置し、教員と連携して家庭訪問や学習面の支援を行っています。
進路指導・進路選択支援	進学意欲を有しながら経済的な理由により就学が困難な支援を要する生徒や青少年に対して、家庭の状況や個々の課題等に対応した相談体制を構築し、要支援生徒や青少年が積極的に自己の進路を考え将来に対する展望が持てるよう支援しています。

事業名等	事業の概要等
キャリア教育	児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てる教育を進めています。
教育相談	子どもと保護者、学校現場の要望に応えた教育相談を行うことで、教育効果を高めていきます。また、子どもへの見立てをはじめとした教職員研修を実施し、子ども理解に対する支援を行うとともに、関係機関との連携を行っています。
NPO連携教育相談	NPOの独自性、機動性、柔軟性を発揮し、ケースに応じた連携に努めています。
特別支援教育就学奨励費負担等	市立小・中学校に在籍する障害のある児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、援助を行っています。
小・中学校就学援助	要保護及び準要保護世帯の児童・生徒に対し、児童・生徒の教育の機会均等の観点から、小・中学校の諸費用の一部を援助します。
生活保護制度に係る 高等学校等就学費	高等学校等に就学し卒業することが、当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合について、原則、当該学校における正規の修学年限に限り、基本額、教材代、授業料、入学料及び入学考査料、通学のための交通費、学習支援費について、一定の基準額以内の金額を支給しています。
生活保護制度に係る 高校生等のアルバイト 収入等の収入認定除外	子どもの自立意欲を促し、早期自立を目的に、高等学校等に就学中の就学収入（アルバイト等）について、卒業後の就労・就学のため必要であり、生活態度等から学業に支障がないことや早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであることなど、特に自立助長に効果があると福祉事務所が判断した方を対象に、必要最小限度の額を収入認定除外として取り扱っています。
生活保護制度に係る 子どもの学習塾等費用 の収入認定除外	生活保護受給世帯に入る自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金もしくは見舞金、指導指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該世帯の自立更生を目的とする小学生、中学生の入学の支度、学習図書、運動用具等の購入、珠算課外学習、学習塾費、修学旅行参加等就学に伴って社会通念上必要と認められる用途に充てられる最小限度の実費額を収入認定除外として取り扱っています。
生活保護制度に係る 進学準備給付金	高校卒業後の大学や専門学校へ進学するための準備資金を支援しています。
生活困窮者自立支援事業 子どもの学習・生活支援 事業	貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、日常生活の見直しや学習生活を身につける支援を行っています。

2 生活の安定に資するための支援

【 主な取り組み 】

事業名等	事業の概要等
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児と保護者の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供とともに、支援が必要な家庭に対して適切な子育て支援へつなげています。
利用者支援事業 (母子保健型) 子育て世代包括 支援センター	保健センターに子育て世代包括支援センターBCome（ビーカム）を設置しており、妊娠期からの切れ目ない支援をめざし、妊娠届出時に保健師が全数面接を行い、関係づくりと支援を要する妊婦の把握を実施しています。 また、支援が必要な妊産婦に対してもれなく継続的な支援に努めています。
母子保健地区担当 保健師活動	妊産婦や乳幼児のいる要支援家庭に対して、母子保健の観点から、訪問等により継続的な支援を行うとともに、関係機関と連携し、生活に必要なサービスの調整を行います。
妊娠・出産支援事業	妊娠期・産後の相談支援を充実するために、産後ケア事業（産後、安心して子育てができることを目的に、出産後、家族等から十分なサポートが受けられず、特に支援が必要な家庭に対し、助産師等による訪問型やデイ型のサービス、産科医院での宿泊型の支援を実施しています）を実施しています。
児童家庭相談事業・子ども 家庭総合支援拠点	家庭児童相談室を機能強化し、子ども家庭総合支援拠点を設置しています。家庭相談員が地域の子ども家庭の相談、支援、連携を図ります。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要である家庭に対し、保健師等が計画的・継続的に訪問支援等を行っています。家庭の抱える課題が多様化し、リスクの高い家庭に対応することもあるため、関係機関と連携した取組を進めています。
養育費取り決めサポート 事業（仮）【新規】	養育費の取り決めの推進や不払いの解消を図るための取組を進めます。 (未定稿)
ひとり親家庭相談	母子・父子自立支援員を中心に関係部局、関係機関と連携を図り、地域の民生委員児童委員・主任児童委員の協力を得ながら、ひとり親家庭に対する相談・支援の充実を図ります。
公営住宅への優先入居	市営住宅条例の申込資格の全ての条件を満たし、かつ母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条の適用を受けている母子・父子世帯に対し、低廉な家賃の市営住宅を提供します。
母子生活支援施設への 入所支援	母子家庭の母及び児童を母子生活支援施設へ入所させ、保護するとともに、自立生活に向けた支援を行っています。
ひとり親家庭医療費 の助成	ひとり親家庭の0歳から18歳の児童とその母又は父、及び養育者に対して健康保険により診療を受けた時の自己負担の一部助成を行っています。
保育の実施	保護者の就労等により保育が必要な児童への保育を実施しています。
保育サービスの実施	保護者の就労形態や児童脳状況に応じて、一時保育や延長保育・休日保育・病児保育など、多様な保育サービスを実施しています。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童会)	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に適切な遊びや生活の場を提供することで、児童の健全な育成を図ることを目的に、小学校の余裕教室等を活用して放課後児童会を開設しています。
子育て短期支援事業 (ショートステイ等)	保護者が病気や就労等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を短期間(7日程度)預かるショートステイと保護者が仕事等により、帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に一時的に児童を預かるトワイライトステイを実施しています。サービス利用を必要とする保護者が、必要な時に利用できるよう近隣の受入可能施設の情報把握と調整に努めています。
子ども宅食事業（仮） 【新規】	子どもを見守る機会の創出を目的とした子ども宅食事業を実施します。(未定稿)

事業名等	事業の概要等
乳幼児健康診査等での食育	乳幼児健康診査時に、望ましい食習慣の啓発を行います。また、希望者には個別相談を行います。4か月・11か月児健康診査では離乳食についての講話や離乳食モデルの展示、1歳6か月児健康診査では幼児食のフードモデルの展示やおやつ の量・選び方のパンフレット等の配布、3歳6か月児健康診査では清涼飲料水に 含まれる糖分量の情報提供等を行います。

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

【 主な取り組み 】

事業名等	事業の概要等
母子家庭等自立支援 教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の方の就職に結びつく教育訓練講座を受講した場合に、受講費用の一部を給付金として支給しています。
母子家庭等高等職業訓練 促進給付金の支給	ひとり親家庭の方が看護師や介護福祉士等の資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、受講期間中の生活費として給付金を支給しています。
仕事と子育ての両立に 向けた広報・啓発	男女共同参画の視点からのワーク・ライフ・バランスを普及・啓発し、それぞれのライフステージに応じた仕事と生活のバランスの実現を促進に努めています。
就業・再就職の支援	企業や事業主に対する子育てをしながら就労を希望する女性の雇用・再雇用についての理解と啓発を推進に努めています。
労働相談の実施	関係機関との連携による、就職相談や職場環境等労働問題全般に関する相談への対応に努めています。
地域就労支援事業	ひとり親家庭の親等で就労困難者に対し就労支援を行います。引き続き、変わりゆく就労環境の周知やタイムリーなセミナーの開催に取り組んでいます。
雇用安定事業	労働環境が変化していく中で、雇用する側、雇用される側の両者のニーズに答えられるセミナーを開催し、市内雇用の安定、促進が図られるよう努めます。
生活保護制度に係る 就労自立給付金	生活保護世帯の世帯員が、安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなったと福祉事務所が認めた場合、生活保護廃止後に給付金を支給しています。
生活困窮者自立支援事業 就労準備支援事業	就労意欲がありながら様々な就労阻害要因があり雇用による就労が困難な人に対しては「就労準備支援事業」による支援を実施しています。 事業の実施については全国手話研修センターと京都自立就労サポートセンターと委託契約を結んでおり、具体的にはそれぞれの状況を確認したうえで利用できる「職場見学」や「実践型の就労体験」などの一般就労に移る前段階の就労に必要な知識の習得や、「スキルアップ」、「生活習慣の改善に向けたプログラム」を準備しています。
生活保護制度に係る 被保護者就労支援事業	就労自立支援員を配置し、ケースワーカーと連携し就労支援を実施しています。一人ひとり個別にきめ細かく面接を行い、自立阻害要因を把握しそれぞれに合った支援を行い、ハローワークと連携し就労支援を実施しています。

4 経済的支援・その他支援

【 主な取り組み 】

事業名等	事業の概要等
児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に手当を支給しています。
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭の親に手当を支給しています。
ひとり親家庭医療費助成【再掲】	ひとり親家庭の0歳から18歳の児童と親に対して健康保険により診察を受けた時の自己負担の助成をおこなっています。
母子・父子自立支援員による相談の充実	ひとり親家庭の福祉の向上を図ることを目的として、ひとり親家庭への相談・情報提供を行うとともに、必要な指導・助言などを行っています。
福祉貸付事業	生活福祉資金貸付事業：亀岡市社会福祉協議会において、低所得者、障がい者又は高齢者世帯を対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度を実施しています。 「くらしの資金」貸付金：夏期及び年末におけるくらしの不安定な世帯に対し、経済的自立と生活意欲の向上を図るために必要な資金を貸与しています。 貸付限度額：50,000円以内（無利子・無担保）、償還期間：1年以内（据置2ヵ月以内）
子どもの養育支援事業	養育費に関する取決めの重要性について理解を促すとともに、身近な相談窓口を周知するため、離婚相談や離婚届の届出時等にチラシを配布しています。
JR 通勤定期乗車券割引証明書の交付	児童扶養手当受給者がJR 通勤定期乗車券を購入する場合、3割引で購入できる証明書を交付しています。
生活困窮者自立支援事業 自立相談支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者の抱えている複合的な課題を評価分析し、個々人の状況に応じた自立支援計画を策定し、必要なサービスの提供につなげています。
生活困窮者自立支援事業 住居確保給付金	離職により住宅を失った又はその恐れが高い生活困窮者であって、所得等が一定基準以下のものに対して、有期で家賃相当額を支給しています。
生活困窮者自立支援事業 家計改善支援事業	日本ファイナンシャルプランナーズ協会と委託契約を結び、ファイナンシャルプランナーが生活困窮者に対して、家計の状況の分析や収入に見合った支出の見直しなど生活困窮者の家計の見直しを手助けし、家計の管理能力向上を支援します。
要保護児童対策 地域協議会	児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、「亀岡市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関や地域との連携強化に取り組んでいます。
こども相談	18歳未満の児童及び家庭の相談を家庭児童相談室（児童家庭相談事業・子ども家庭総合支援拠点）で実施しています。
地域における見守り 体制の充実	地域をあげて子どもたちを見守る取り組みに努めています。 青少年育成指導員等による定期的な巡回指導等の実施による、青少年の問題行動等の未然防止に努めます。
公営住宅の整備・改修	若年層や高齢者世帯等の幅広い世帯構成に応じた設備の更新やバリアフリー化等の居住環境の向上を図ります。
福祉のまちづくりの推進	「第3期亀岡市地域福祉計画」を策定し、地域のつながりや関係課、関係機関との連携により地域の福祉課題に対し長期的、継続的な支援を実現し、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児を連れた人等すべての人が安心して暮らせるまちづくりのための取組を進めます。
障がいの早期発見 ・早期支援	乳幼児健診における発達の遅れや心身に障がいのある子どもの早期発見、希望者等には発達相談等を実施、必要時には関係機関や医療機関を紹介し、早期療育等の支援につなげるよう努めています。

事業名等	事業の概要等
障がいの早期発見 ・早期支援	障がいサービスの提供をはじめ、関係機関等との連携により早期療育等支援体制の充実に努めます。
障がいのある子どもや 家族の相談体制の充実	障がいのある子どもやその家族にとって身近な相談窓口となる、専門的・総合的に対応できる相談体制の充実に努めています。 花ノ木医療福祉センター等と必要に応じて障がい児等に係る相談や連携を図っています。
障がいへの理解・啓発 の推進	特別支援教育の啓発の推進と、障がいのある児童生徒に対する正しい認識と理解の促進に努めています。 学校教育の場におけるさまざまな教育活動を通じた、児童生徒が障がいへの理解を深める指導の実施に努めています。 保護者に対する保護者会や学校だより等を通じた理解を促す取り組みの推進に努めています。
障がいのある子どもの 経済的負担の軽減	特別児童扶養手当等の各種手当の給付、重度心身障害者医療費助成、児童通所支援等による障がいのある子どもやその家庭の経済的負担の軽減に努めています。
子育てや家庭教育に 関する情報提供の充実	広報誌やパンフレット、ホームページ等多様な媒体を通じ、子育てや家庭教育に関する情報を提供に努めています。 各種手続きや保育・教育関連事業・施設に関する情報等を記載した子育てハンドブック等を作成・配布に努めています。 母子健康手帳の交付時や乳幼児健康診査等の機会を活用した、子育てに関する情報提供や相談支援に努めています。 子育て不安の軽減や保護者支援等が必要な保護者を対象に、子育てに関する教室・講座を開催に努めています。
家庭教育支援事業 (子育て・親育ち講座)	保護者、親子、子育てに関心がある市民を対象として、親子のコミュニケーションをテーマとした講演会や、親子の心のふれあいを大切にした読み聞かせ等、家庭の教育力の向上を図ることを目的とした講座を開催します。
各種子育て相談の充実	子育て支援課をはじめとした各分野の行政窓口、保育所、子育て支援センター等の関係機関における電話や電子メール、窓口等による子育て相談体制の充実に努めています。 妊娠期から出産・子育て期までの悩みや相談について、きめ細かく切れ目のない相談支援を行うための子育て世代包括支援センター（保健センター・子育て支援センター）機能の充実に努めています。 関係各課や各種団体等との連携強化による、多様化・複雑化する子どもや家庭に関する相談対応を実施します。
福祉の相談窓口の充実	令和2年度から「福祉何でも相談窓口」を開設しています。窓口では、生活困窮や介護、子育て、ひきこもりなどの福祉に関わる様々な困りごとに対し、相談者の話を十分に聞き取り、課題を整理する中で、関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行います。
地域での安心・安全 ネットワークづくり	子どもが巻き込まれた不審者情報等を学校・園・保護者等に速やかに伝達できる情報の共有化と迅速な対応の促進に努めています。
利用手続きの改善と サービスの周知	子育て支援サービスの利用にかかる手続きの簡素化と受付窓口の一元化に努めています。 広報誌や健康診査会場等での告知、ホームページ等の活用による制度の広報・周知による、情報不足等のために十分に利用されていない制度・サービスの活用促進に努めています。
子育て世帯の経済的負担 の軽減	子育て世帯の増加と負担軽減をめざすための、幼児教育・保育（3歳児～5歳児）にかかる利用料無償化や多子世帯の経済的負担の軽減に努めています。 子育て世帯の増加と負担軽減をめざすための、幼児教育・保育（3歳児～5歳児）にかかる低所得者の副食費無償化を進めています。